

印刷教材の執筆時点（2015 年 2 月）以降，本書のテーマに関係するいくつかの法律（社会福祉法，介護保険法，児童福祉法など）が改正されたので，改正点，改正条文などを追補として掲載する。

頁	行等	訂正前	訂正後	訂正理由
73	上 8	評議員（理事を除く），監事または	評議員，監事または	平成 29 年 4 月より，（理事を除く）の文言は，社会福祉法の改正により削除された。
165	上 8 ～ 9	原則として都道府県知事	原則として主たる事務所の所在地の都道府県知事	「社会福祉法」の改正による。
	上 11	（社会福祉法 56 条～ 59 条）	（社会福祉法 56 条～ 59 条の 3）	「社会福祉法」の改正による。
168	上 3 ～ 4	介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業	「介護保険法」の改正による。
172	下 8 ～ 4	厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は，法令・行政処分・定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは，社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し，報告を徴し，又は当該職員に，社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる（社会福祉法 56 条 1 項）。	所轄庁は，社会福祉法の施行に必要な限度において，社会福祉法人に対し，その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ，又は当該職員に，社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り，その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる（社会福祉法 56 条 1 項）。	「社会福祉法」の改正による。

頁	行等	訂正前	訂正後	訂正理由
172 ～ 173	下 1 ～ ～上 1	必要な措置を採るべき旨を命ずることができる（社会福祉法 56 条 2 項）。	その改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができ（社会福祉法 56 条 4 項）、当該社会福祉法人が正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる（社会福祉法 56 条 6 項）。	「社会福祉法」の改正による。
173	上 3	（社会福祉法 56 条 3 項）	（社会福祉法 56 条 7 項）	「社会福祉法」の改正による。
	上 4 ～ 5	（社会福祉法 56 条 4 項）	（社会福祉法 56 条 8 項）	「社会福祉法」の改正による。
174	下 6 ～ 5	（児童福祉法 53 条, 53 条の 2, 55 条等）	（児童福祉法 53 条, 55 条等）	「児童福祉法」の改正による。

『社会福祉と法（'16）』（第 1 刷） 補足説明 （法律の改正等に関する補足説明）

頁	行等	訂正前	訂正後	訂正理由
221	上 7 ～ 9	生活保護法は、日本国憲法 25 条で定められた生存権（「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」）の保障を実現する法律であり、1950 年に制定された。	1946 年に旧生活保護法として制定されたが、日本国憲法の施行を受け、1950 年に憲法 25 条の生存権の趣旨を明確化するよう改正がなされ、現行生活保護法となった。	法律の改正に関係する記述の中で、わかりにくい表現があったので、より分かりやすくし、訂正した。